

## 本編

## 本編Ⅰ 本編の位置づけ

本編は、自治体等が行う人とペットの災害対策について紹介するものである。

災害時には、何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットとの同行避難など、ペットと共に避難行動を行うことは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。また、被災ペットが放浪したままに放置され、野良犬となって住民に危害をもたらすおそれもある。さらに、不妊去勢措置がされないままに放浪している犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるおそれがある他、生活環境の保全に支障をきたすおそれもある。こうした事後対応の負担を軽減するためにも、飼い主はペットと共に避難行動を行うことが必要である。

一方で、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となる。東日本大震災においては、いつたん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼間であったことから、飼い主が自宅にいなかつたケースもあった。このように、災害が起った時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況であること、また不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースもあることを想定する必要がある。

災害時におけるペットの対策は、飼い主による「自助」が基本である。飼い主は、日常からの適正飼養や避難生活で必要となる物資の備蓄を行うなど、災害の発生に備えておくことが重要であり、災害の発生時には、同行避難などの実施や避難所でのペットの適正飼養など、その果たすべき役割は大きい。一方で、災害の発生時に、飼い主責任による同行避難や適正飼養などを前提としながらも、個人での対応に限界がある場合に備えて、自治体等が飼い主への支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救

護体制を整備することは、ペットの飼い主を含めた被災者全体が安全・安心に避難生活を送るために重要である。

さらに、特に大規模な災害の発生時には、被災地の自治体のみでは迅速な対応が困難な場合もあるため、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体などとの連携や、自治体の区域を越えた広域での支援と受援のあり方についても検討しておくことが必要である。

本編では、自治体等が飼い主に対して行う平常時と災害発生時の飼い主の行動に関する普及啓発事項を整理するとともに、自治体等が自ら関係機関等と連携しながら行う、平常時と災害発生時の時期別の対策について記載した。また、災害時対応を支えるための人材、物資、資金などに関する事項や、負傷動物や放浪動物の保護、動物飼養施設を設置する場合の留意点などについても取りまとめている。本編は、各自治体が地域の実情に応じて、人とペットの災害対策を検討する際の参考資料として作成したものである。

なお、本ガイドラインで示す人とペットの災害対策を、フロー図として示した。



# 人とペットの災害対策のフローと主な内容

総説

本編Ⅱ  
第一章  
人とペットの論理本編Ⅲ  
第二章  
災害への普及啓発本編Ⅳ  
第三章  
自治体等が行う人と本編Ⅴ  
第四章  
自治体等が行う人と本編Ⅵ  
第五章  
活動を支えるものと本編Ⅶ  
第六章  
参考事項

資料編

## 事前の備え

### 飼い主

- ・住まいの防災対策
- ・ペットのしつけと健康管理
- ・ペットの所有者明示
- ・情報収集と避難訓練
- ・家族や地域住民との連携
- ・ペットの一時預け先の確保

飼い主用  
スタートキット  
があるよい

## 自治体等

### 飼い主

- ・ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発、避難訓練
- ・災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- ・情報の収集及び共有方法の検討
- ・指定避難所、応急仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関する、関係市町村等との調整
- ・必要物資の備蓄・更新
- ・義援金の募集方法の検討

本編Ⅱ 1

本編Ⅲ 1

本編Ⅳ 1

## 避難の判断

本編Ⅱ 2

危険がない  
(倒壊・火災・津波等)

・被災者対応

・被害状況の把握

・現地動物救護本部等の設置の検討

・飼い主（ペットの飼養者）への支援

## 指定緊急避難場所へ向かう

※注1

## 倒壊や火災、津波等の危険 がなくなる

本編Ⅲ 2

## 災害発生時の初動対応

本編Ⅲ 1

広域連携幹事県等による広域支援準備

広域連携による外部本部立ち上げ※注4

現地動物救護本部等の設置※注3

災害時のペット対策 本編Ⅲ 3

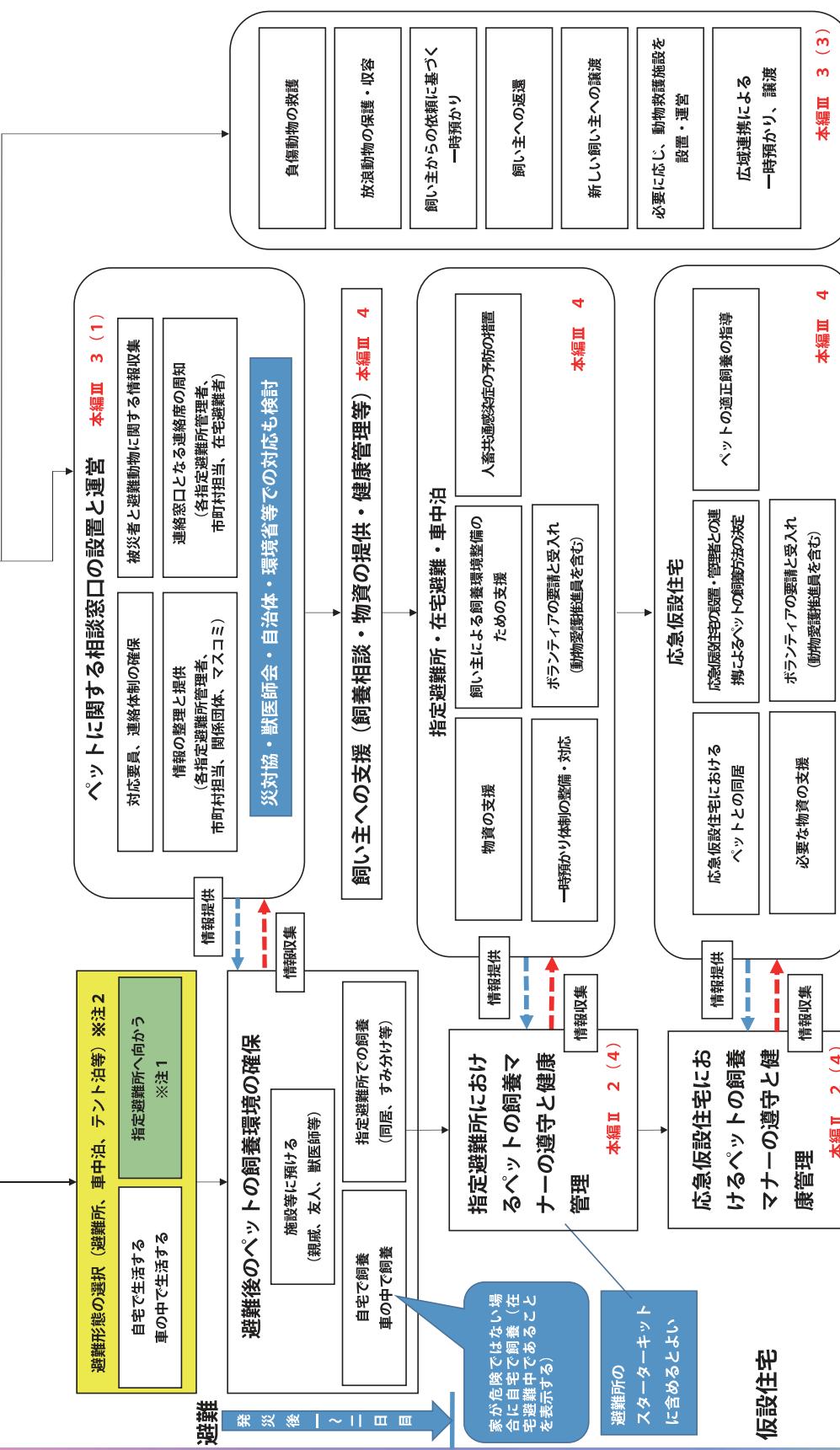
広域支援

・獣医師やコーディネーター等の人員派遣

・物資の提供

・負傷動物や放浪動物の一時預かり、譲渡

・関係団体等との連絡調整及び支援要請



原則は飼い主の安全を確保した上で同行避難。外出中で離れている場合やペットが迷子として見つからない等、同行が困難な場合には、同行の避難を優先する。

注1 逃げ出しても保護が必要なペットについての相談は「ペットに関する相談窓口」。

注2 避難の形態は、災害の種類や地域の状況により大きく異なる。避難所利用、車中泊、テント泊等が考えられるが、それぞれペットとの同居または別居となる。

注3 自治体は、現地動物救護本部を設置した場合には、各構成団体と連携して活動する。

注4 連携協定締結県は、現地動物救護本部の依頼を受け、以下の災害時ににおけるペット対策活動をおこなう。なお、発災初期の現地動物救護本部の設置が難しいと判断された場合には、外部動物救護本部を立ち上げ、被災県の現地動物救護本部と連携して活動する。